介護サービス事業者 代表者 様

砺波地方介護保険組合 業務課長

令和6年度介護職員等処遇改善加算計画書の提出について

このことについて、令和6年4月・5月に<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算</u>及び<u>介護職員等ベースアップ等支援加算(旧3加算)、並びに6月以降に介護職員等処遇改善加算(新加算)</u>を算定される場合は、計画書の提出が必要となりますので、下記のとおりご提出くださいますようお願いいたします。

記

## 1 提出書類

- (1) 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書〔別紙 様式2〕
  - ※同一法人内の事業所数が 10 以下の事業者は、[別紙様式6] を用いて提出可能です。
  - ※令和6年3月時点で加算未算定であり、令和6年6月以降、新規に 新加算Ⅲ又はIVを算定する事業所は、「別紙様式7」を用いて提出可能です。
- (2) <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〔別紙1-1、1-2〕及び介護給付費算定に係る</u> 体制等状況一覧表〔別紙1-3、1-4〕
  - ※旧3加算の区分変更に係る届出書と新加算に係る届出書の様式が異なりますので、ご注意ください。
  - ※様式は、砺波地方介護保険組合ホームページ (URL http://pci-area.tonami.toyama.jp) に掲載してあります。トップ画面右下の「介護サービス事業者向け情報」をクリックしてください。
- 2 提出方法 紙媒体にて、郵送又は窓口持参
- 3 提出先 砺波地方介護保険組合 業務課
- 4 提出期限

令和6年4月・5月に旧3加算、6月以降に新加算を算定する場合

## 令和6年4月15日(月)【必着】

令和6年6月から新加算を算定するに当たり、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 〔別紙1-1、1-2〕 及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表〔別紙1-3-2、1-4 -2〕も併せてご提出ください。

> [事務担当] 砺波地方介護保険組合 業務課 〒939-1392 砺波市栄町7番3号 電話 0763-34-8333